

北九州市立自然史・歴史博物館ホームページ改修業務 仕様書

1 趣旨及び目的

北九州市立自然史・歴史博物館ホームページの充実・強化を目的としてリニューアルを実施するもの。

インパクトのある魅力的なデザインと分かりやすいサイト構成となるよう改修するとともに、今後増加が見込まれるインバウンド需要に対応するため、本館や館蔵品などの価値や魅力をわかりやすく外国人に伝えることを目指し、外国語ページを拡充するなど、国内外への情報発信の強化を図るものとする。

2 契約期間等

(1) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(2) ホームページの公開予定日

令和7年3月14日頃

3 業務内容

(1) 博物館ホームページ(<https://www.kmnh.jp>)のリニューアル

ア、博物館ホームページのサイト構築及びデザインに関すること

- ・トップページ及びサブページには翻訳機能（機械翻訳）を搭載すること
- ・掲載内容や機能については、原則として現行のホームページの内容を引き継ぐものとするが、より情報にアクセスしやすい構成とすること。
- ・ホームページはパソコン及びスマートフォン等モバイル端末での閲覧に適したものとすること。

イ、トップページ及びサブページのデザイン

- ・トップページは、ホームページ閲覧者にインパクトを与え、博物館の魅力が伝わるようなデザインとすること。特に、恐竜の骨格標本など、博物館の目玉となっている展示資料を使用すること。
- ・ホームページ全体は、博物館の利用者が親しみやすく利用しやすいものを心がけること。
- ・配色等について、別添の北九州市が定めるガイドラインを参考にすること

ウ、CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)を利用した管理プログラム等の構築

- ・特別なクライアントソフト（独自のプラグインを含む）を必要とせず、ウェブブラウザのみで管理が行えること
- ・HTML 等の専門的な知識や技術を必要とせず、管理及びコンテンツ更新が行えること。

- ・トップページについては、バナーやトピックス等、可能な限り発注者（博物館職員）で更新可能な仕組みを作ること。

エ、当該ホームページ納品後のシステム操作及び障害に係る博物館からの問い合わせへの対応

- ・操作マニュアルを作成すること
- ・当該ホームページ公開前に、発注者（博物館職員）を対象とした操作研修を1回以上実施すること

(2) 外国語ページ（英、韓、中(簡体字)、中(繁体字)）のコンテンツ企画、記事作成及びウェブページ制作

ア、当館の館蔵品の価値や魅力を外国人にわかりやすく発信するための掲載内容の企画（紹介する展示資料等の選定や外国人が興味を持ちそうな視点の提案を含む）、記事作成及びデザインの制作。

※博物館は記事作成における取材（学芸員へのヒアリング等）及び事実確認に協力するものとし、博物館からの日本語解説文原稿の提供は行わない。

イ、当館への来館を促す外国語ランディングページとして位置づけ、博物館の紹介、常設展の見どころ紹介及び施設概要を盛り込むこととする。ページ数は各言語最大3ページまでとする。

ウ、パソコン及びスマートフォン等モバイル端末での閲覧に適したものとすること。

エ、制作する言語は、英語、韓国語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)の4言語とする。

オ、上記ア、イに係る各国語解説文の制作

カ、上記ア、イに係る各国語解説文や写真などのレイアウトデータの制作

キ、制作するページは、日本の歴史や文化についての背景的な知識を持たない外国人の興味・関心を反映させたものとし、翻訳の文章の言い回しについても、分かりやすい易しい表現を用いて制作するものとする。

ク、外国語解説文の作成にあたっては、観光庁が作成した「How To 多言語解説文整備」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001402555.pdf>)に則って行うものとする。

※その他の参考資料

【中国語ページ用】

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/810001829.pdf>

【韓国語ページ用】

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001732563.pdf>

ケ、内容構成やレイアウト、英文の内容等については博物館職員と都度十分に協議すること。

コ、本業務を実施する上で必要な館蔵品の情報や画像データなどについては、博物館が提供する。

4 システム要件等

(1) ウェブサーバー

ア、発注者が提供するウェブサーバー内に構築すること。ただし、構築作業にあたっては、受注者が本番環境とは別に作業用サーバーを準備して作業を行うこと。やむを得ず本番環境と同じサーバー内で作業する場合は、現行のホームページ運用に影響が出ないように対策を施すこと。

イ、現行サーバーの仕様等

- ・サーバー…クラウドサーバー
- ・CentOS 最新版
- ・仮想 3 コア、メモリ 12GB、ディスク 100GB
- ・ファイアウォール対応
- ・Web アプリケーションファイアウォール対応

※原則、現行サーバー上での稼働を前提とするが、サーバー側の事情等により仕様変更することがある。

(2) ホームページの URL

現行の「<https://www.kmnh.jp>」とする。

(3) 対応 OS、ブラウザ、(パソコン用、モバイル用)

パソコン及びスマートフォン等モバイル端末による閲覧環境を想定し、下記の主な OS 及びブラウザに対応すること。また、レスポンシブデザインを用いる等、パソコン用とモバイル(スマートフォン)用にそれぞれ最適化可能なデザインとすること。

ア、対応 OS

Windows、MacOS、Android、iOS

イ、対応ブラウザ

Internet Explorer(IE)、Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Opera、Firefox

(4) アクセシビリティに関すること

別添の北九州市が定めるガイドラインを参考にすること

(5) デザイン等にかかる素材について

所蔵資料及び博物館に関する日本語文字情報、所蔵資料画像、博物館ロゴ等については、博物館が提供するものを使用すること。

5 業務計画の策定に関すること

ア、業務を実施するにあたり、業務計画を策定して発注者の承認を得ること。

イ、上記業務計画には実施体制（従事者、業者）が分かる資料を添付すること

6 納品方法等に関すること

- (1) ウェブサイトにかかるデータは、発注者が提供するウェブサーバー上に構築すること。
- (2) 操作マニュアルについては、印刷されたもの 2 部と合わせて CD-R 等の記録媒体に保存したデジタルデータを納品すること。

7 保守・メンテナンスに関すること

- (1) ホームページ公開後、令和 7 年 3 月 31 日までは、動作の不具合等発生した場合は必要に応じて対応すること。
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日以降については、必要に応じて北九州市（博物館）と別途契約を締結するものとする。

8 著作権の譲渡等について

- (1) 受注者は、受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、成果品の著作物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を成果品の納品と同時に発注者に譲渡するものとする。
- (2) 受注者は、受注者が従来から著作権を有する著作物について、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、利用を許諾するものとする。
- (3) 受注者は、成果品の著作物（受注者が従来から著作権を有する著作物を含む。）に関し、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、著作者人格権を行使しないものとし、次に掲げる事項について同意するものとする。
 - ア、発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意に改変すること。
 - イ、発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の時期に公表すること。
 - ウ、発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の氏名で発表すること。
- (4) 受注者は、成果品の作成において、第三者が従来から著作権を有する著作物を利用する場合には、当該第三者から、当該著作物に関し、発注者及び発注者から許諾を得た者に対する利用許諾を書面で得るものとする。
- (5) 受注者は、成果品の作成において、第三者が創作した著作物を利用する場合には、当該第三者から、当該著作物に関し、(3) に規定する同意を書面で得るものとする。
- (6) (4) 及び (5) の書面の取得に要する費用は、受注者の負担とし、受注者は、当該書面を成果品とともに納品しなければならないものとする。
- (7) (4) 及び (5) の著作物の利用に関して、発注者又は発注者から許諾を得た者と第三者との間で紛争が生じたときは、受注者が責任を持って解決するものとする。
- (8) (1) において受注者から発注者へ譲渡された著作権については、令和 7 年 4 月 1 日以降は、発注者（東田ミュージアムパーク実行委員会）から北九州市（博物館）へ

譲渡されるものとし、そのことに伴い（２）から（７）までにおいて規定する著作権に関する取扱いにかかる発注者（東田ミュージアムパーク実行委員会）の立場は、北九州市（博物館）が継承するものとする。

9 その他

- （１）本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、博物館と協議のうえ決定し、実施すること
- （２）公開作業にあたり、博物館が委託契約している博物館情報システム（ウェブサーバーを含む）の保守管理業者、現行ホームページの保守管理業者及び博物館と、必要に応じて連絡・協議を行い、スムーズな公開を実施すること。